

令和8年第1回弘前市国民健康保険運営協議会

日時：令和8年4月24日（金）

午後2時から

場所：弘前総合保健センター

2階 大会議室

次 第

1 開 会

2 健康こども部長挨拶

3 会長挨拶

4 諮問事項協議

- ・国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の改定について

…資料1-1、1-2

※令和8年6月の市議会定例会にて条例改正を予定

5 報告事項

- ・国民健康保険料の低所得者に対する保険料の軽減に係る
所得判定基準の変更について

…資料2-1、2-2

6 そ の 他

7 閉 会

保 発 0115 第 9 号
令和 8 年 1 月 15 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の
一部を改正する政令の公布について (通知)

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令 (令和 8 年政令第 2 号。以下「改正政令」という。) が本日公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行される。

改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市町村 (特別区を含む。以下同じ。) への周知及び適切な運用について遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 47 号。以下「子子法改正法」という。) により、政府は保険者等から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとされた (子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号。以下「子子法」という。) 第 71 条の 3) ことに伴い、国民健康保険法施行令 (昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。) 及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 (昭和 34 年政令第 41 号。以下「国保算定政令」という。) について、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の賦課基準に係る規定等について所要の改正を行うものであること。

また、国民健康保険の保険料の賦課額については、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合計額とされ (国保令第 29 条の 7 第 1 項)、各賦課額について賦課限度額を定めており (同条第 2 項第 9 号、第 3 項第 8 号及び第 4 項第 8 号)、また、低所得世帯に対する国民健康保険の保険料の負担を軽減するため、世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定

同一世帯所属者の所得の合計額が一定額以下の場合に、保険料のうち応益割(被保険者均等割額及び世帯別平等割額)に係る部分について、その額の7割、5割又は2割を軽減する措置(以下「軽減措置」という。)を講じている(同条第5項第1号)ところ、当該賦課限度額及び軽減措置対象世帯の所得判定基準の金額について所要の改正を行うものであること。

第2 改正の内容

(1) 国保令の一部改正

- ① 子子法改正法による改正後の子子法第71条の3の規定により、政府は保険者等から子ども・子育て支援納付金を徴収することとされることを踏まえ、
 - ・ 国保組合における特別積立金及び準備金の算定において、子ども・子育て支援納付金の総額や、当該納付金の納付に要する費用の額を勘案する(国保令第19条及び第20条)
 - ・ 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を保険料として徴収するため、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を新設し、当該賦課額に係る賦課限度額を3万円と設定する(国保令第29条の7第1項及び第5項等)等規定の整備を行うこと。
- ② 保険料の賦課限度額について、基礎賦課額に係る賦課限度額を1万円引き上げる。(国保令第29条の7第2項第9号)
- ③ 低所得者に対する保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を以下のとおり改正すること。(国保令第29条の7第5項第1号及び第3号)
 - ・ 5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を30万5千円から31万円に改めること。
 - ・ 2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に改めること。
- ④ 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定に関し、特例対象被保険者等の属する世帯を対象として設けている特例について、③の改正に伴う所要の改正を行うこと。(国保令第29条の3第10項及び第29条の4の3第6項)
- ⑤ その他所要の改正を行うこと。

(2) 国保算定政令の一部改正

- ① 子子法改正法による改正後の子子法第71条の3の規定により、政府は保険者等から子ども・子育て支援納付金を徴収することとされることを踏まえ、
 - ・ 事務費負担金、療養給付費等負担金及び普通調整交付金等の算定におい

て、子ども・子育て支援納付金を勘案する（国保算定政令第1条、第2条及び第4条等）

- ・ 低所得者に係る保険料（税）の軽減措置の対象となった被保険者の数に応じて、平均保険料（税）の一定割合を繰入金等の公費で補てんする保険者支援制度について、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料（税）の軽減措置に係る当該繰入金の算定方法について規定を整備する（国保算定政令第4条の6第1項）
 - ・ 国民健康保険事業費納付金の算定において、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案するため、子ども・子育て支援納付金納付金基礎額を新設する（国保算定政令第8条及び第11条の2等）
等規定の整備を行うこと。
- ② その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日

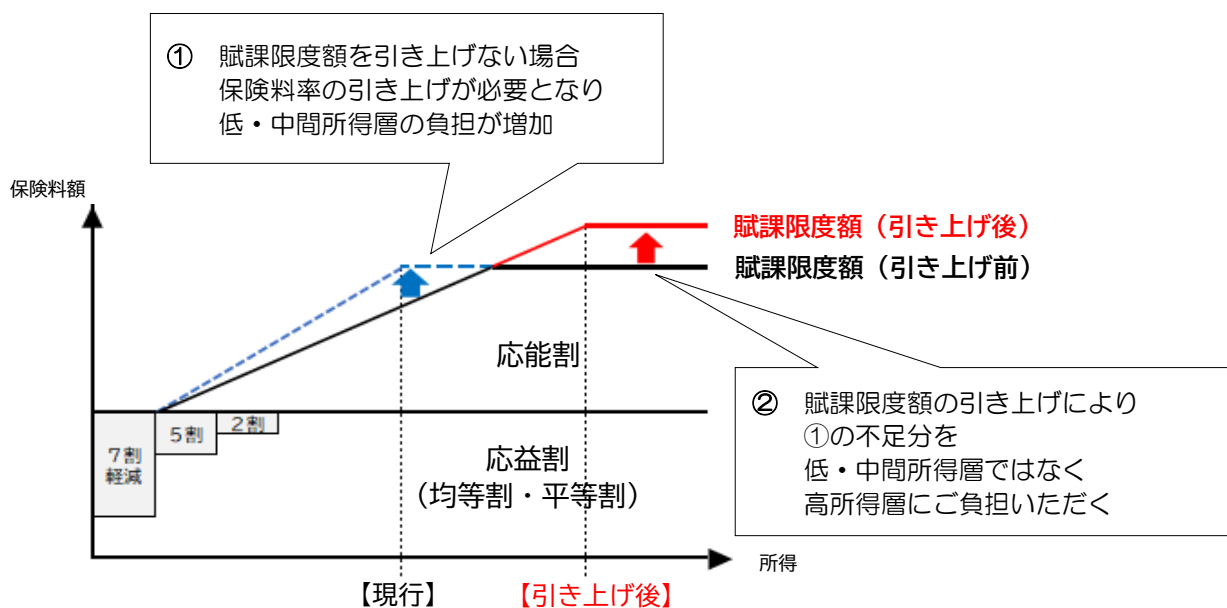
改正政令は、令和8年4月1日から施行すること。

○国民健康保険料の賦課限度額

- ・ 国民健康保険料は、「基礎賦課額＝医療給付費分賦課額（医療分）」、「後期高齢者支援金等賦課額（後期分）」、「介護納付金賦課額（介護分）」及び「子ども・子育て支援納付金賦課額（子育て分）」で構成される。
- ・ それぞれの賦課額ごとに金額の上限が定められており、その上限を「賦課限度額」という。
- ・ 県内市町村の賦課限度額は、「青森県国民健康保険運営方針」により、国民健康保険法施行令又は地方税法施行令に定める額。

○賦課限度額の引き上げについて

- ・ 被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、国保の賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくよう、国が引き上げを行う。
- ・ 高所得層の負担は増えるが、低・中間所得層に配慮した保険料の設定が可能になる。



○令和8年度 国民健康保険料賦課限度額の改定内容

賦課区分	条例改正条項	現行賦課限度額	改定案	増減
基礎賦課限度額 (医療分)	第21条 第30条第1項 第30条の4第1項 第30条の4第6項	660,000円	670,000円	10,000円
後期高齢者 支援金等 賦課限度額 (後期分)	第21条の10 (改正なし) 第30条第3項 第30条の4第3項 第30条の4第8項	260,000円	260,000円	-
介護納付金 賦課限度額 (介護分)	第26条 (改正なし) 第30条第5項 第30条の4第4項 第30条の4第9項	170,000円	170,000円	-
子ども・子育て 支援納付金 賦課限度額 (子育て分)	第26条の6 (改正なし) 第30条第7項 第30条の4第5項 第30条の4第10項	30,000円	30,000円	-
合計賦課限度額		1,120,000円	1,130,000円	10,000円

○賦課限度額の改定に伴う影響世帯数等について

1. 賦課限度額世帯の推移見込み

令和8年2月28日現在：国保加入世帯数 22,029 世帯（うち介護2号 9,994 世帯）

		改定前	改定後	増減数
医療分	限度額	66万円	67万円	(限度額66万円以上67万円未満)
	対象世帯数	462世帯	442世帯	△ 20 世帯
	割合	2.10%	2.01%	△ 0.09%
後期分	限度額	26万円	26万円	変更無し
	対象世帯数	534世帯	534世帯	0
	割合	2.42%	2.42%	0.00
介護分	限度額	17万円	17万円	変更無し
	対象世帯数	637世帯	637世帯	0
	割合	6.37%	6.37%	0.00
子育て分	限度額	3万円	3万円	変更無し
	対象世帯数	641世帯	641世帯	0
	割合	6.41%	6.41%	0.00

2. 賦課限度額改定に伴う影響額の見込み

(令和8年3月10日試算) ※現年度分のみ

調定額	医療分	後期分	介護分	子育て分	合計
改定なし①	2,219,061,300	896,115,400	390,057,200	116,401,500	3,621,635,400
改定あり②	2,223,492,100	896,115,400	390,057,200	116,401,500	3,626,066,200
差額②-①	4,430,800	0	0	0	4,430,800

※約 400 万円の調定額の増加となる見込み。

3. 賦課限度額に達する世帯の人数別の所得及び収入額

【改定前】 医療分（賦課限度額66万円）

賦課限度額に達する世帯人数	所得額	収入額
1人世帯	約 877 万円	約 1,072 万円
2人世帯	約 848 万円	約 1,043 万円
3人世帯	約 819 万円	約 1,014 万円
4人世帯	約 790 万円	約 985 万円
5人世帯	約 761 万円	約 956 万円

【改定後】 医療分（賦課限度額67万円）

賦課限度額に達する世帯人数	所得額	収入額	増減額	
			所得額	収入額
1人世帯	約 891 万円	約 1,086 万円	14 万円	14 万円
2人世帯	約 862 万円	約 1,057 万円	14 万円	14 万円
3人世帯	約 833 万円	約 1,028 万円	14 万円	14 万円
4人世帯	約 804 万円	約 999 万円	14 万円	14 万円
5人世帯	約 775 万円	約 970 万円	14 万円	14 万円

保 発 0115 第 9 号
令和 8 年 1 月 15 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の
一部を改正する政令の公布について (通知)

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令 (令和 8 年政令第 2 号。以下「改正政令」という。) が本日公布され、令和 8 年 4 月 1 日から施行される。

改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴都道府県内の市町村 (特別区を含む。以下同じ。) への周知及び適切な運用について遺漏なきようお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 47 号。以下「子子法改正法」という。) により、政府は保険者等から「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとされた (子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号。以下「子子法」という。) 第 71 条の 3) ことに伴い、国民健康保険法施行令 (昭和 33 年政令第 362 号。以下「国保令」という。) 及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 (昭和 34 年政令第 41 号。以下「国保算定政令」という。) について、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の賦課基準に係る規定等について所要の改正を行うものであること。

また、国民健康保険の保険料の賦課額については、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合計額とされ (国保令第 29 条の 7 第 1 項)、各賦課額について賦課限度額を定めており (同条第 2 項第 9 号、第 3 項第 8 号及び第 4 項第 8 号)、また、低所得世帯に対する国民健康保険の保険料の負担を軽減するため、世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定

同一世帯所属者の所得の合計額が一定額以下の場合に、保険料のうち応益割(被保険者均等割額及び世帯別平等割額)に係る部分について、その額の7割、5割又は2割を軽減する措置(以下「軽減措置」という。)を講じている(同条第5項第1号)ところ、当該賦課限度額及び軽減措置対象世帯の所得判定基準の金額について所要の改正を行うものであること。

第2 改正の内容

(1) 国保令の一部改正

- ① 子子法改正法による改正後の子子法第71条の3の規定により、政府は保険者等から子ども・子育て支援納付金を徴収することとされることを踏まえ、
 - ・ 国保組合における特別積立金及び準備金の算定において、子ども・子育て支援納付金の総額や、当該納付金の納付に要する費用の額を勘案する(国保令第19条及び第20条)
 - ・ 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を保険料として徴収するため、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を新設し、当該賦課額に係る賦課限度額を3万円と設定する(国保令第29条の7第1項及び第5項等)規定の整備を行うこと。
- ② 保険料の賦課限度額について、基礎賦課額に係る賦課限度額を1万円引き上げる。(国保令第29条の7第2項第9号)
- ③ 低所得者に対する保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を以下のとおり改正すること。(国保令第29条の7第5項第1号及び第3号)
 - ・ 5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を30万5千円から31万円に改めること。
 - ・ 2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に改めること。
- ④ 高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定に関し、特例対象被保険者等の属する世帯を対象として設けている特例について、③の改正に伴う所要の改正を行うこと。(国保令第29条の3第10項及び第29条の4の3第6項)
- ⑤ その他所要の改正を行うこと。

(2) 国保算定政令の一部改正

- ① 子子法改正法による改正後の子子法第71条の3の規定により、政府は保険者等から子ども・子育て支援納付金を徴収することとされることを踏まえ、
 - ・ 事務費負担金、療養給付費等負担金及び普通調整交付金等の算定におい

て、子ども・子育て支援納付金を勘案する（国保算定政令第1条、第2条及び第4条等）

- ・ 低所得者に係る保険料（税）の軽減措置の対象となった被保険者の数に応じて、平均保険料（税）の一定割合を繰入金等の公費で補てんする保険者支援制度について、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための保険料（税）の軽減措置に係る当該繰入金の算定方法について規定を整備する（国保算定政令第4条の6第1項）
 - ・ 国民健康保険事業費納付金の算定において、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案するため、子ども・子育て支援納付金納付金基礎額を新設する（国保算定政令第8条及び第11条の2等）
等規定の整備を行うこと。
- ② その他所要の改正を行うこと。

第3 施行期日

改正政令は、令和8年4月1日から施行すること。

法定軽減基準の改正内容

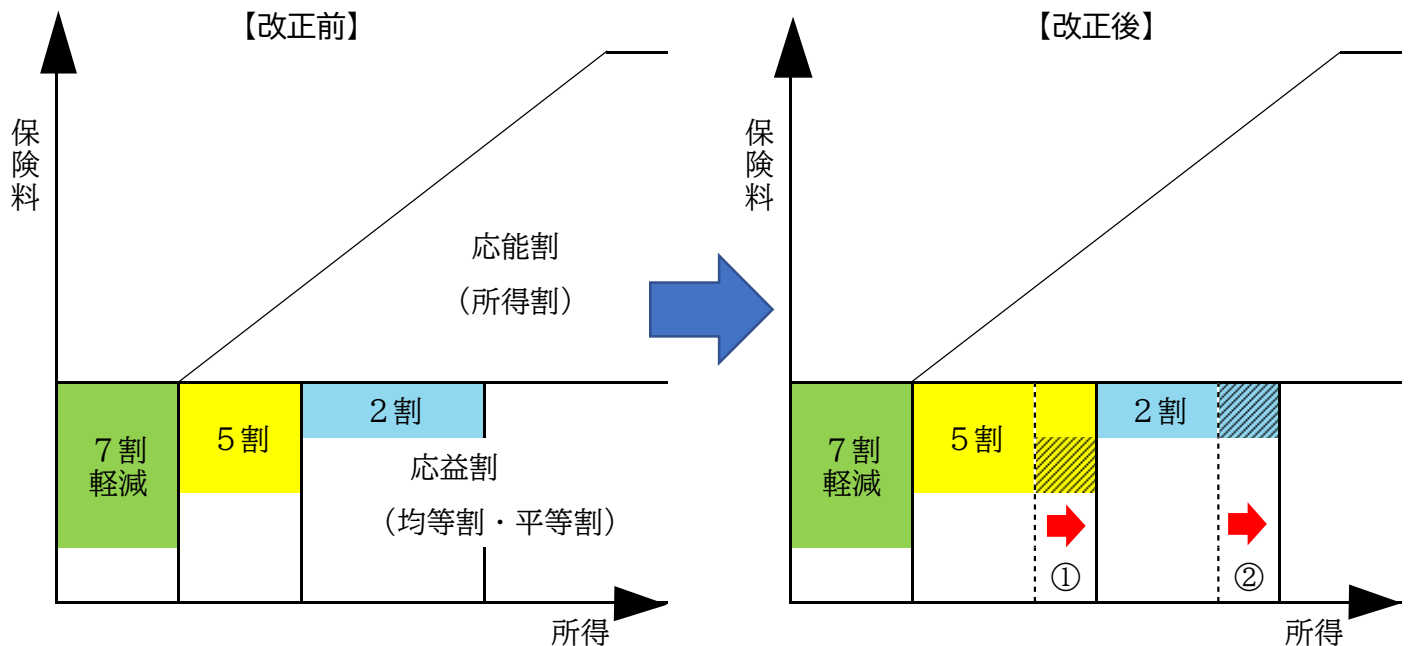
1 法定軽減基準の改正内容と該当条文

	改正条文	軽減基準
7割軽減の基準	改正無し	合計所得が 43万円 + 10万円×(給与所得者等(※1)の数-1) 以下
5割軽減の基準	第30条 第1項第2号 第7項第2号	合計所得が 43万円 + 31万円(改正前 30.5万円)×被保険者等(※2)の数+ 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割軽減の基準	第30条 第1項第3号 第7項第3号	合計所得が 43万円 + 57万円(改正前 56万円)×被保険者等の数+ 10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

※1 世帯主、国保の被保険者及び特定同一世帯所属者(=同世帯にいる国保から後期医療に移行した被保険者)で、一定以上の所得があるもの。

※2 国保の被保険者及び特定同一世帯所属者。

2 法定軽減基準の改正イメージ



① これまで2割軽減だった世帯が5割軽減に該当する。(網掛け部分：保険料の減少)

② これまで軽減対象ではなかった世帯が2割軽減に該当する。(網掛け部分：保険料の減少)

3 法定軽減基準改正に伴う対象世帯及び被保険者数の推移見込み
 (令和8年2月28日時点での試算)

		医療分・後期分・子育て分			介護分		
		改正前	改正後	増加数	改正前	改正後	増加数
7割軽減	平等割	7,958 世帯	7,958 世帯	0 世帯	3,383 世帯	3,383 世帯	0 世帯
	均等割	9,923 人	9,923 人	0 人	3,655 人	3,655 人	0 人
5割軽減	平等割	2,999 世帯	3,044 世帯	45 世帯	1,283 世帯	1,299 世帯	16 世帯
	均等割	4,918 人	4,995 人	77 人	1,535 人	1,553 人	18 人
2割軽減	平等割	2,333 世帯	2,370 世帯	37 世帯	876 世帯	892 世帯	16 世帯
	均等割	3,997 人	4,063 人	66 人	1,079 人	1,100 人	21 人

4 法定軽減基準改正に伴う影響額の見込み (令和8年2月28日時点での試算)

調定額	医療分	後期分	介護分	子育て分	合計
改正なし①	2,224,174,400	896,372,200	390,060,500	116,401,500	3,627,008,600
改正あり②	2,222,440,800	895,735,600	389,855,900	116,329,600	3,624,361,900
差額② - ①	△ 1,733,600	△ 636,600	△ 204,600	△ 71,900	△ 2,646,700

(減少分は基盤安定負担金として市及び県の一般会計より支援される)